

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A県B市所在のC会社（以下「事業場」という。）に雇用され、○事業部D課において、コピー、プリンター等OA機器の補修部品の梱包作業に従事していた。

請求人によれば、平成○年○月頃に両手指に痛みを感じるようになり、更に同年○月上旬頃から右膝に痛みが出現したため、産業医からの指示により休業していたところ、平成○年○月頃、自転車に乗ってブレーキをかけた際に、再び両手指に痛みが生じたという。

請求人は、同年○月○日、Eメディカルプラザに受診し「両手へバーデン結節」と診断された後、同年○月○日、F病院に受診し「両母指CM関節症」と診断された。

請求人は、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、上肢に負担のかかる業務に従事したことにより手指の傷病を発症したものであると主張するので、以下において上記1の決定書理由第2の1において引用した「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準」（以下「認定基準」という。）に基づき検討する。

ア 請求人は、事業場において、コピー、プリンター等OA機器の補修部品の梱包等の上肢に負担のかかる作業に平成〇年〇月〇月上旬から両手指の疾患を発症した同年〇月下旬まで約3か月弱従事していたものである。これは、認定基準に定める「6か月程度以上」との要件には満たないものであるが、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおり、認定基準においては一定の傷病については、短期間に集中的に過度の負担がかかった場合における発症を否定していないと思料されるものであり、請求人は、従事期間の要件を満たしている余地があると判断する。

イ もっとも、請求人は、平成〇年〇月と〇月は見習いの指導を受けながら業務を行い、欠員が生じて業務量が増大した同年〇月から本格的に独り立ちして仕事を行ったとしており、独り立ちして本格的に業務に従事したのは1か月足らずであるものと認められる。また、決定書理由第2の2の(2)のキに説示するとおり、時間外労働時間の増加や休日出勤も認められないことなどから、短期間において集中的に過重な業務に従事したとも認められない。

以上のことから、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のケに説示するとおり、認定要件の「発症前に過重な業務に就労したこと」との要件は満たしていないものと判断する。

ウ なお、念のため請求人の手指の疾患に係る各医師の意見をみると、F医師は「変性、加齢変化」と述べ、G医師は「作業による使い過ぎが原因となった可能性は否定できないが、受傷から症状改善までの期間が長い印象がある。」と述べ、H医師は「疼痛の主因は基礎疾患である両手へバーデン結節及び両母指関節症に由来するものであり、労働によるものではない。」と述べ、I医師は「加齢に伴う変性疾患と捉えるのが通常である。本件については業務との因果関係は否定的である。」旨述べ、さらにJ医師は「CM関節症は日常生活や加齢で起きると考えられており、業務との因果関係はない。」と明確に述べている。以上のように、いずれの医学的な見解においても請求人の手指の傷病について業務との因果関係は否定されており、決定書理由第2の2の(2)のケに説示するとおり、認定要件の「過重な業務への就労と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められること」との要件も満たされていないことは明らかである。

エ 以上のことから、請求人に発症した手指の傷病は、認定基準の要件を満たしておらず、業務上の事由によるものとは認められない。

(2) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。